

## 鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設用地選定委員会（第3回）

日 時：令和3年12月13日（月）  
午後1時30分～

場 所：リサイクルプラザ 大会議室

### 日 程

- 1 開 会
- 2 委員長あいさつ
- 3 報 告
  - ・次期ごみ処理施設の整備に係る全体計画概要
- 4 議 題
  - ・一般廃棄物処理施設候補地評価基準について
- 5 その他
- 6 閉 会

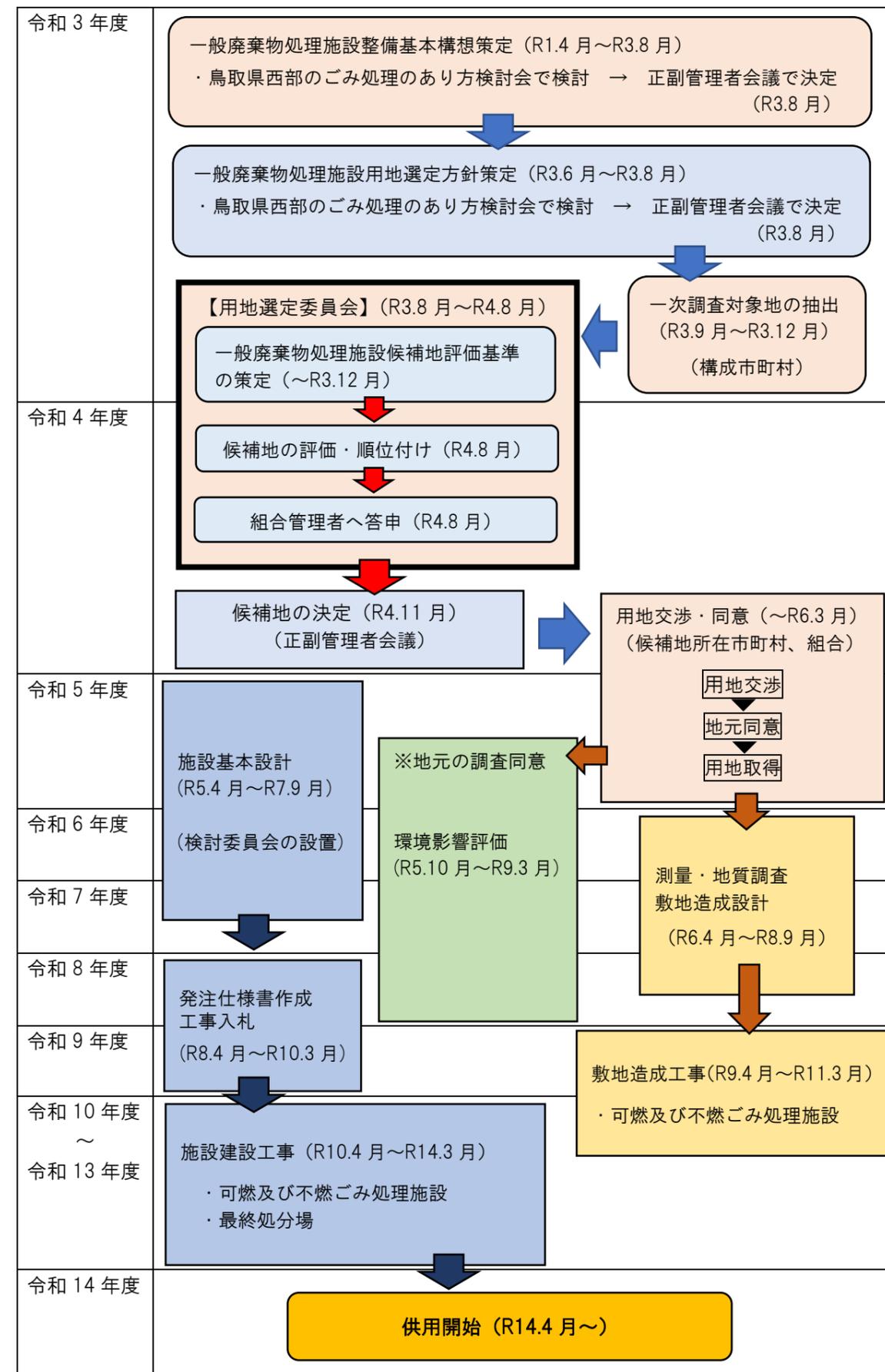
#### 《配布資料》

- |  |         |
|--|---------|
| ・次期ごみ処理施設の整備に係る全体計画概要                        | 【資料1】   |
| ・一般廃棄物処理施設候補地評価基準（案）                         | 【資料2-1】 |
| ・候補地評価基準（案）の見直し<br>（第2回用地選定委員会での指摘事項等に対する対応） | 【資料2-2】 |
| ・候補地評価基準（案）の変更箇所（評価区分・評価項目）                  | 【資料2-3】 |
| ・評価基準における数値範囲の設定                             | 【資料2-4】 |
| ・今後の用地選定委員会の開催予定について                         | 【資料3】   |

次期ごみ処理施設の整備に係る全体計画概要

年月		実施主体等	内容
令和元年	4月～R3.8月	構成市町村 組合	一般廃棄物処理施設整備基本構想の検討
令和3年	6月～8月	(鳥取県西部のごみ 処理のあり方検討 会)	一般廃棄物処理施設用地選定方針の検討
	8月	組合正副管理者会議	一般廃棄物処理施設整備基本構想の決定 一般廃棄物処理施設用地選定方針の決定
	8月～12月	用地選定委員会	候補地評価基準の策定
令和4年	9月～12月	構成市町村	一次調査対象地の抽出
	3月～8月	用地選定委員会	候補地の評価、順位付け
	8月	用地選定委員会	組合管理者へ答申
令和5年	11月	組合正副管理者会議	候補地の決定
	11月～R6.3月	候補地所在市町村 組合	用地交渉
	4月～R7.9月	組合(外部委員等で 構成する検討組織の 設置)	施設基本設計
令和6年	10月～R9.3月	組合	環境影響評価
	4月～R11.3月	組合	敷地造成工事
令和7年	4月～R14.3月	組合	施設建設工事
令和8年	4月～	組合	供用開始

○フロー図



資料2-1

令和3年12月13日

第3回用地選定委員会

# 一般廃棄物処理施設候補地評価基準 (案)

令和 年 月

鳥取県西部広域行政管理組合

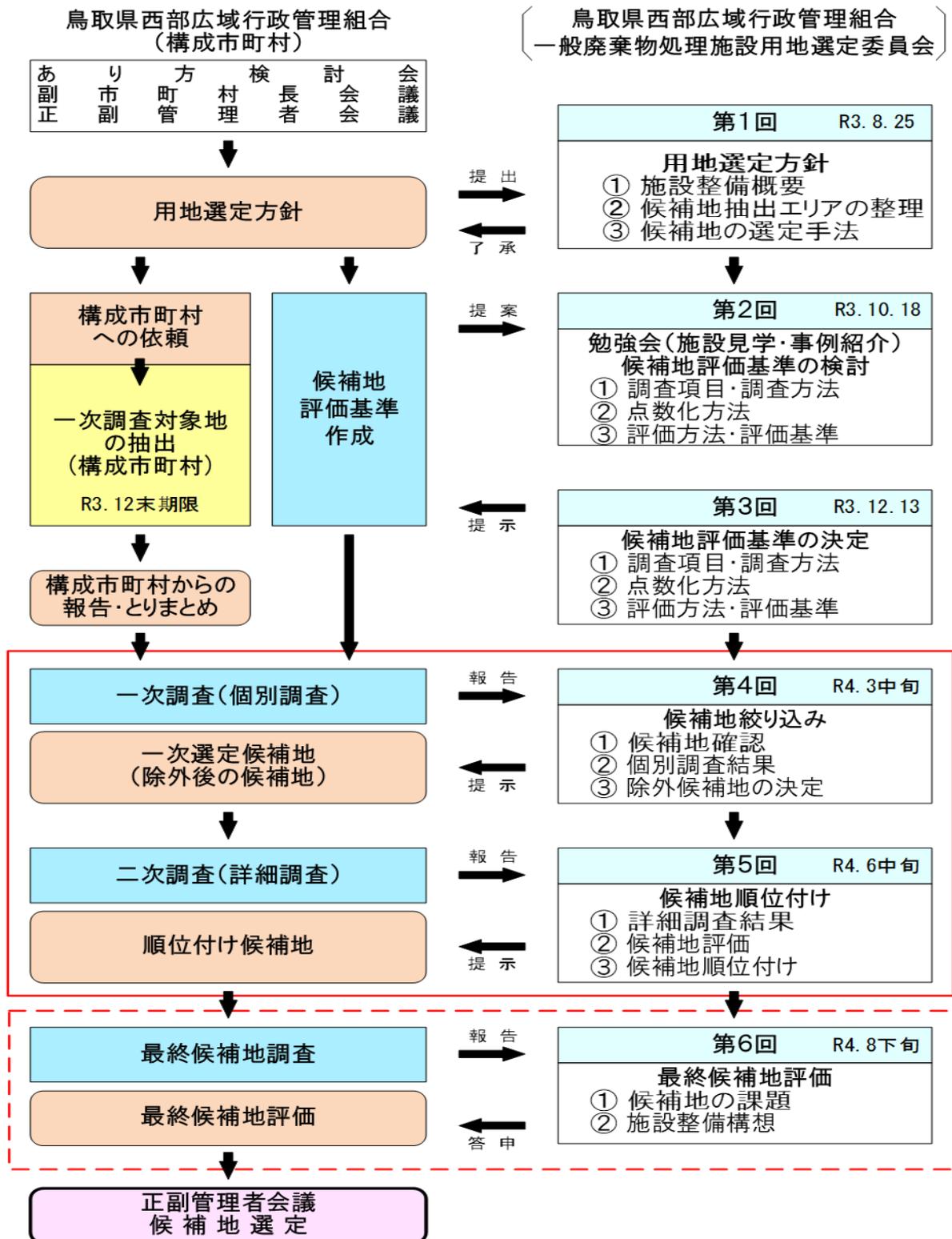
目 次

1	評価基準の適用範囲	1
2	評価の進め方	2
(1)	一次評価	2
(2)	二次評価	2
2-1	候補地の評価区分	2
2-2	一次評価の進め方	2
(1)	評価項目	3
(2)	評価項目の点数化方法	4
(3)	一次評価点	4
(4)	一次選定候補地	4
2-3	二次評価の進め方	5
(1)	評価項目	5
(2)	評価項目の点数化方法	6
(3)	二次評価点	6
(4)	総合評価点と順位付け	6
3	最終候補地評価	7
(1)	対象候補地	7
(2)	調査項目	7
(3)	最終候補地の評価	7
◆別表 1	一次評価・二次評価配点表	8
◆別表 2 (1)	一次評価における基本評価項目別評価基準①	9
◆別表 2 (2)	一次評価における基本評価項目別評価基準②	10
◆別表 3	二次評価における基本評価項目別評価基準	11

# 1 評価基準の適用範囲

本評価基準は、「一般廃棄物処理施設用地選定方針」に示される次の用地選定フローのうち、一次調査（個別調査）、二次調査（詳細調査）及び最終候補地調査の結果に基づく評価基準について適用するものとします。

## ◆用地選定フロー



※ 正副管理者会議へ中間報告を行いながら進めるものとする。

## 2 評価の進め方

候補地の評価は、①候補地の特性、②生活環境・周辺条件、③自然環境・文化財、④防災性、⑤事業実効性 及び⑥経済性の各項目を「基本評価項目」として設定し、市町村から報告のあった「一次調査対象地」に対し、次に掲げる一次評価、二次評価により行うものとします。

### (1) 一次評価

一次調査結果（個別調査結果）に基づき、一次評価点を算定し評価します。この結果、適性の低い候補地を除外し、残った候補地を一次選定候補地とします。

### (2) 二次評価

二次調査結果（詳細調査結果）に基づき、二次評価点を算定し評価します。この結果、一次評価点と二次評価点を合計した総合評価点により、候補地の順位付けを行います。

### 2-1 候補地の評価区分

候補地は、次の2つの区分に分類し、評価を行うものとします。なお、可燃ごみ処理施設、不燃ごみ処理施設及び最終処分場の一体的整備が可能な候補地についても、次の区分に基づき評価を行うものとします。

#### ◆候補地の評価区分

候補地の評価区分		内 容
1	中間処理施設の候補地	可燃ごみ処理施設と不燃ごみ処理施設の一体施設が整備可能な候補地
2	最終処分場の候補地	最終処分場が整備可能な候補地

### 2-2 一次評価の進め方

一次評価は、次表に示すように、①候補地の特性、②生活環境・周辺条件、③自然環境・文化財、④防災性の基本評価項目について評価するものとし、評価結果に基づき、一次選定候補地を決定します。

(1) 評価項目

一次評価項目は、基本評価項目①から④に掲げる 14 区分、32 の評価項目とします。

◆一次評価項目

基本評価項目		評価区分	評価項目	評価項目配点
一次評価	① 候補地の特性	a 土地条件	㊦ 土地の高低差(m)	5
			㊧ 敷地の形状	5
		b 地質条件	㊦ 地盤	5
		c 気象条件	㊦ 積雪寒冷特別地域	5
		d 土地利用規制	㊦ 都市地域	5
			㊧ 農業地域	5
			㊨ 森林地域	5
	<b>4区分</b>		<b>評価項目数 7</b>	<b>35</b>
	② 生活環境・周辺条件	a 周辺道路の状況	㊦ 歩道有無	5
			㊧ 通学有無	5
			㊨ 混雑度	5
		b 周辺土地利用	㊦ 住宅群(集落)までの距離(m)	5
			㊧ 病院までの距離(m)	5
			㊨ 学校までの距離(m)	5
		c 放流先の条件	㊦ 漁業権の有無	5
			㊧ 利水の有無	5
			㊨ 公共下水道の有無	5
		<b>3区分</b>		<b>評価項目数 9</b>
	③ 自然環境・文化財	a 貴重種の生息環境	㊦ 鳥獣保護区	5
			㊧ 特定希少野生動植物の有無	5
		b 自然環境規制	㊦ 自然保全地域	5
		c 史跡・文化財	㊦ 史跡・名勝・天然記念物の有無	5
			㊧ 埋蔵文化財の有無	5
		d 景観	㊦ 景観形成重点区域	5
		<b>4区分</b>		<b>評価項目数 6</b>
	④ 防災性	a 土砂災害	㊦ 土砂災害防止法の区域	5
			㊧ 地すべり防止区域	5
			㊨ 砂防指定地	5
			㊩ 急傾斜地崩壊危険区域	5
			㊪ 山地災害危険地区	5
		b 水害	㊦ 洪水浸水想定区域	5
			㊧ 津波災害警戒区域	5
c 地震災害		㊦ 地すべり地形	5	
		㊧ 地盤係数	5	
		㊨ 既知断層からの距離(m)	5	
<b>3区分</b>		<b>評価項目数 10</b>	<b>50</b>	
<b>一次評価点</b>		<b>14区分</b>	<b>合計評価項目数 32</b>	<b>160</b>

## (2) 評価項目の点数化方法

基本評価項目①から④の評価項目について、一次調査結果に基づき、次に示す方法で算出するものとします。

なお、評価基準等の詳細については、別表2（1）及び別表2（2）に掲げるとおりとします。

### ◆評価項目の点数化方法

3段階で評価	優（5点） 、 良（3点） 、 可（1点）
2段階で評価	優（5点） 、 可（1点）

## (3) 一次評価点

上記(2)で算出した評価項目の得点の合計を一次評価点とします。

## (4) 一次選定候補地

一次評価の結果、一次評価点が80点（満点の50%）以上の候補地を一次選定候補地とします。

### 2-3 二次評価の進め方

二次評価は、基本評価項目の⑤事業実効性 及び ⑥経済性の項目について、65 点満点で評価するものとします。

評価の結果、二次評価点に一次評価点を加えた総合評価点（225 満点）により、「2-1 候補地の評価区分」の項に示す「中間処理施設の候補地」及び「最終処分場の候補地」ごとに順位付けを行います。

#### (1) 評価項目

二次評価項目は、基本評価項目⑤及び⑥に掲げる 4 区分、6 の評価項目とします。

#### ◆二次評価項目

基本評価項目		評価区分	評価項目	評価項目配点
二次評価	⑤ 事業実効性	a) 用地取得	㉞ 土地の取得性	5
			㉟ 地権者数	5
			㊱ 抵当権等の設定、未登記地の状況	5
		b) 物件移転	㉞ 支障物の有無	5
		c) 建設期間	㉞ 施設整備スケジュール	5
	<b>3区分</b>		<b>評価項目数 5</b>	<b>25</b>
	⑥ 経済性	a) 経済性	㉞ インフラ整備費、施設整備費、運搬費	40
<b>1区分</b>		<b>評価項目数 1</b>	<b>40</b>	
<b>二次評価点</b>		<b>4区分</b>	<b>合計評価項目数 6</b>	<b>65</b>

## (2) 評価項目の点数化方法

基本評価項目⑤及び基本評価項目⑥の評価項目については、二次調査結果に基づき、次に示す方法でそれぞれ算出します。

なお、評価基準等の詳細については、別表3に掲げるとおりとします。

### ◆基本評価項目⑤の点数化方法

3段階で評価	優（5点） 、 良（3点） 、 可（1点）
2段階で評価	優（5点） 、 可（1点）

### ◆基本評価項目⑥の点数化方法

評価項目の得点 = 配点（40点） × $\frac{\text{最低事業費}}{\text{対象事業費}}$
---

※ 小数点が生じた場合は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを得点とする。

## (3) 二次評価点

上記(2)で算出した評価項目の得点の合計を二次評価点とします。

## (4) 総合評価点と順位付け

一次評価点（160点満点）と二次評価点（65点満点）を合計した総合評価点（225点満点）により、「2-1 候補地の評価区分」の項に示す区分（中間処理施設の候補地及び最終処分場の候補地）ごとに順位付けを行います。

なお、中間処理施設の候補地及び最終処分場の候補地が複数ある場合は、中間処理施設の候補地ごとに、最終処分場の順位付けを行います。

### 3 最終候補地評価

施設整備事業の推進に多大な影響を及ぼすことが懸念される要因等を事前に把握し、その対策を講じるため、最終候補地調査を行います。

最終候補地評価は、当該最終候補地調査の結果を踏まえ、当該候補地の有効性を評価するものとします。

#### (1) 対象候補地

最終候補地調査は、次の候補地を対象とします。

##### ◆最終候補地調査の対象候補地

対象候補地	対象候補地の基準
中間処理施設の候補地	一次評価点と二次評価点を合計した総合評価点の順位が1位となった候補地
最終処分場の候補地	上記中間処理施設の候補地において、1位の順位となった最終処分場の候補地

#### (2) 調査項目

最終候補地調査は、次の調査項目とします。

##### ◆最終候補地調査の調査項目

調査項目		調査内容
1	候補地確認調査	候補地内における貴重種の生息や文化財等について、机上調査を基本とする調査を行う。 この調査結果を踏まえ、当該候補地の課題の抽出を行うと共に、対処方針を作成する。
2	環境影響予測等予備調査	施設を整備した場合の周辺への影響について、既往データ等を用いた環境影響予測等予備調査を行う。 調査項目は、大気汚染、騒音、振動、悪臭、水質、景観の6項目とし、予測結果による周辺への影響について、国が示す環境基準値との比較を行い、必要な保全対策方針を作成する。

#### (3) 最終候補地の評価

候補地確認調査及び環境影響予測等予備調査に基づく課題、対策方針等を踏まえ、当該候補地の有効性（施設整備の妥当性や実現性等）について、評価するものとします。

当該評価において、有効性が認められないと判断された場合は、次点の候補地を最終候補地とするものとし、その候補地に対し、改めて同様の調査を行い、評価を行うものとします。

◆別表1 一次評価・二次評価配点表

基本評価項目		評価区分	評価項目	評価項目 配点
一次 評価	① 候補地の特性	a 土地条件	㊦ 土地の高低差(m)	5
			㊧ 敷地の形状	5
		b 地質条件	㊦ 地盤	5
		c 気象条件	㊦ 積雪寒冷特別地域	5
		d 土地利用規制	㊦ 都市地域	5
			㊧ 農業地域	5
			㊨ 森林地域	5
	<b>4区分</b>		<b>評価項目数 7</b>	<b>35</b>
	② 生活環境・周辺条件	a 周辺道路の状況	㊦ 歩道有無	5
			㊧ 通学有無	5
			㊨ 混雑度	5
		b 周辺土地利用	㊦ 住宅群(集落)までの距離(m)	5
			㊧ 病院までの距離(m)	5
			㊨ 学校までの距離(m)	5
		c 放流先の条件	㊦ 漁業権の有無	5
			㊧ 利水の有無	5
			㊨ 公共下水道の有無	5
		<b>3区分</b>		<b>評価項目数 9</b>
	③ 自然環境・文化財	a 貴重種の生息環境	㊦ 鳥獣保護区	5
			㊧ 特定希少野生動植物の有無	5
		b 自然環境規制	㊦ 自然保全地域	5
		c 史跡・文化財	㊦ 史跡・名勝・天然記念物の有無	5
			㊧ 埋蔵文化財の有無	5
		d 景観	㊦ 景観形成重点区域	5
		<b>4区分</b>		<b>評価項目数 6</b>
	④ 防災性	a 土砂災害	㊦ 土砂災害防止法の区域	5
			㊧ 地すべり防止区域	5
			㊨ 砂防指定地	5
			㊩ 急傾斜地崩壊危険区域	5
			㊪ 山地災害危険地区	5
		b 水害	㊦ 洪水浸水想定区域	5
			㊧ 津波災害警戒区域	5
c 地震災害		㊦ 地すべり地形	5	
		㊧ 地盤係数	5	
		㊨ 既知断層からの距離(m)	5	
<b>3区分</b>		<b>評価項目数 10</b>	<b>50</b>	
<b>一次評価点</b>		<b>14区分</b>	<b>合計評価項目数 32</b>	<b>160</b>
二次 評価	⑤ 事業実効性	a 用地取得	㊦ 土地の取得性	5
			㊧ 地権者数	5
			㊨ 抵当権等の設定、未登記地の状況	5
		b 物件移転	㊦ 支障物の有無	5
		c 建設期間	㊦ 施設整備スケジュール	5
	<b>3区分</b>		<b>評価項目数 5</b>	<b>25</b>
	⑥ 経済性	a 経済性	㊦ インフラ整備費、施設整備費、運搬費	40
<b>1区分</b>		<b>評価項目数 1</b>	<b>40</b>	
<b>二次評価点</b>		<b>4区分</b>	<b>合計評価項目数 6</b>	<b>65</b>
<b>総合評価点</b>		<b>18区分</b>	<b>総合評価項目数 38</b>	<b>225</b>

◆別表2(1) 一次評価における基本評価項目別評価基準①

基本評価項目	評価区分	評価項目	設定理由	評価項目 配点	評価基準	評価基準の考え方	別紙 説明	調査方法
① 候補地の特性	㉗ 土地条件	㉗ 土地の高低差(m)	1 候補地内の高低差を考慮し、土地の造成、活用のしやすさを図るため設定。	5点	優 : ほぼ平坦(高低差10m未満) 良 : 緩やかな傾斜地(高低差10m以上20m未満) 可 : 急峻な傾斜地(高低差20m以上)	・起伏が激しい土地は、土地造成や有効面積の確保の面で影響がある。		1 とっとりWebマップの地形データ等を活用し、高低差、形状の確認、勾配を計測 2 Google Earthの航空写真を活用して計数、計測
		㉗ 敷地の形状	1 敷地形状により、施設、導線等、効果的な配置が左右されるため設定。	5点	優 : 整形地であり、有効面積が確保できる。 良 : 不整形地であるが、有効面積の確保は可能 可 : 不整形地であり、有効面積の確保は困難	・整形地、不整形地の違いによって、敷地面積の大小や処理効率などに影響が生じる。 ・有効面積の確保が困難な場合、効率的な施設配置等への影響が懸念される。		
	㉘ 地質条件	㉗ 地盤	1 地盤が堅牢で液状化の危険性が小さい場所は、施設の安全性確保において有効であるため設定。	5点	優 : 基礎地盤(地盤支持力の確保が可能) 良 : 軟弱地盤 可 : 軟弱地盤(液状化懸念大)	・堅牢な地盤(基礎地盤)が有効である。 ・軟弱地盤は、改良あるいは杭施工が必要		1 土地分類基本調査表層地質図等を活用し、地盤状況を確認 2 液状化に関しては、過去の震災履歴により判断
	㉙ 気象条件	㉗ 積雪寒冷特別地域	1 ごみの搬入等において、道路状況(積雪の大小等)は影響するため設定。	5点	優 : 積雪寒冷特別地域の指定なし 可 : 積雪寒冷特別地域の指定あり	・積雪寒冷特別地域は、米子市(旧淀江町を除く)・境港市・日吉津村以外の6町が該当する。		1 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法に基づく指定の確認
	㉚ 土地利用規制	㉗ 都市地域	1 廃棄物処理施設は、工業系の用途への配置が有効であることから設定。	5点	優 : 工業系用途 可 : 市街化調整区域、あるいは都市計画区域外	・工業系以外の区域で、住宅等が位置している場合、騒音や悪臭対策を充実化することが必要		1 都市計画法 都市計画図により確認
㉗ 農業地域		1 農地の保全、農業者への配慮が必要であることから設定。	5点	優 : 指定されていない。 良 : 農業振興地域(農用地外)に該当している。 可 : 農業振興地域(農用地)に該当している。	・農地を開発する場合は、農業振興地域除外申請、農地転用の手続きが必要 ・耕作地の場合、代替地を求められることも想定		1 農業振興地域の整備に関する法律 関係図書・図面等により確認	
㉗ 森林地域		1 森林保全、災害防止への配慮が必要であることから設定。	5点	優 : 指定されていない。 可 : 地域森林計画対象民有林に該当している。	・開発行為において許認可(届出)が必要 ・残置森林や造成森林の確保など、森林保全が必要		1 森林法 関係図書・図面等により確認	
<b>配点等</b>	<b>4区分</b>	<b>評価項目数 7</b>		<b>計35点</b>				
② 生活環境・周辺条件	㉛ 周辺道路の状況	㉗ 歩道有無	1 ごみの搬入・搬出において、交通安全等への配慮は不可欠であるため設定。	5点	優 : 歩道がある。 可 : 歩道がない。	・施設来場者利便性、安全性の確保が必要 ・施設進入路(既存道路)と主要な道路との接続地点付近を対象とする。	P1 2-1	1 とっとりWebマップ、Google Earthを活用して道路状況を確認(必要により現地確認) 2 通学有無は、行政担当者に聞き取りして確認。 3 混雑度は道路交通センサデータを活用。(必要により現地簡易計測)
		㉗ 通学有無	歩道有⇒歩行者への影響が小さい 通学有⇒搬入時間等に配慮が必要 混雑度⇒1を超えると配慮が必要	5点	優 : 通学路となっていない。 可 : 通学路となっている。	・通学有の場合、搬入時間の調整が必要 ・施設進入路(既存道路)と主要な道路との接続地点付近を対象とする。		
		㉗ 混雑度		5点	優 : 1未満 良 : 1以上~1.5未満 可 : 1.5以上	・1を超えると渋滞が起こるため、配慮が必要 ・候補地付近の主要道路における混雑度を平均化する。		
	㉜ 周辺土地利用	㉗ 住宅群(集落)までの距離(m)	1 住宅群(集落)、病院、学校に対し、一定程度の距離があることが、住民への配慮として適切であるため設定。	5点	優 : 500m以上 良 : 300m以上~500m未満 可 : 300m未満	・市街地及び将来市街化の予想区域から500m以上離れた場所 (都市計画法に基づく計画標準(案)を参考)	P3 2-2	1 とっとりWebマップ、Google Earthの航空写真を活用して計数、計測
		㉗ 病院までの距離(m)		5点	優 : 500m以上 良 : 300m以上~500m未満 可 : 300m未満	・市街地及び将来市街化の予想区域から500m以上離れた場所 (都市計画法に基づく計画標準(案)を参考)	P3 2-3	※ 住宅群とは、「住居等がおおむね15戸以上連たんしている」集落とする。(参考:米子市市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例第2条の「小規模集落の区域」の定義による。)
		㉗ 学校までの距離(m)		5点	優 : 500m以上 良 : 300m以上~500m未満 可 : 300m未満	・市街地及び将来市街化の予想区域から500m以上離れた場所 (都市計画法に基づく計画標準(案)を参考)	P3 2-4	※ 病院とは、医療法に基づき、「医師、歯科医師が、医療、歯科医療を行う病院、診療所」とする。 ※ 学校とは、学校教育法に基づき、「幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校」とする。なお、学校教育法上の学校ではないが、児童福祉施設(保育園等)、認定こども園等についても、同様に取り扱うものとする。
	㉝ 放流先の条件	㉗ 漁業権の有無	1 河川等への雨水、排水等の放流において、利水、水域利用に配慮することが必要であることから設定。	5点	優 : 設定されていない。 可 : 設定されている。	・漁業権がある場合は、配慮が必要		1 許可権者(鳥取県)に指定状況を確認(日野川水系に指定あり)
		㉗ 利水の有無		5点	優 : 利水はない。 可 : 利水がある。	・利水があり、影響大の場合は迂回用の専用排水管が必要		1 とっとりWebマップ、Google Earthの航空写真、地形図を活用して確認(必要により現地確認)
		㉗ 公共下水道の有無	1 生活排水、処理水等を衛生的、効率的、経済的に処理する必要があるため設定。	5点	優 : 接続可能な施設がある。 可 : 接続可能な施設はない。	・生活排水や処理水を環境負荷を与えず、適正に処理するために、公共下水道施設は有効である。		1 構成市町村への確認

◆別表2(2) 一次評価における基本評価項目別評価基準②

基本評価項目	評価区分	評価項目	設定理由	評価項目配点	評価基準	評価基準の考え方	別紙説明	調査方法
③ 自然環境・文化財	㉑ 貴重種の生息環境	㉑ 鳥獣保護区	1 貴重種等の生息・生育地は保護することが求められることから設定。	5点	優 : 指定されていない。 可 : 指定されている。	・指定されている場合、許認可が必要		1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律。関係図書・図面等により確認
		㉑ 特定希少野生動物の有無	1 希少野生動物は保護することが求められることから設定。	5点	優 : 生息・生育していない。 良 : 生息・生育していない。生育する可能性がある。 可 : 生息・生育している。	・開発に当たっては、鳥取県希少野生動物の保護に関する条例に基づく希少動物(動物8種、植物33種)の保護、自然生態系の保全に配慮が必要。(現在、保護管理地区の指定はない。指定された場合は、開発行為の規制がある。)		1 鳥取県希少野生動物の保護に関する条例。関係図書・図面等により確認(鳥取県の保有するメッシュデータとの照合)。
	㉒ 自然環境規制	㉑ 自然保全地域	1 自然環境の保全への配慮が必要であることから設定。	5点	優 : 指定されていない。 可 : 指定されている。	・自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定された地域で開発行為は許可、届出が必要		1 自然公園法に基づく国立公園(大山隠岐国立公園)、国定公園(比婆道後帝釈国定公園)、県立自然公園(奥日野県立自然公園)や鳥取県条例に基づく自然環境保全地域(馬場、金華山、神戸上県立自然環境保全地域)の確認 関係図書・図面等により確認
		㉓ 史跡・文化財	㉑ 史跡・名勝・天然記念物の有無	1 史跡・名勝・天然記念物の移設は困難であるため設定	5点	優 : 存在しない。 可 : 存在する。	・史跡、名勝、天然記念物や埋蔵文化財が存在する場合、存在する可能性がある場合は、教育委員会等との協議を行い、調査することが必要	
	㉑ 埋蔵文化財の有無		1 埋蔵文化財包蔵地内での開発行為は、保全等の対応が求められるため設定	5点	優 : 埋蔵文化財包蔵地ではない。 良 : 敷地の一部が埋蔵文化財包蔵地である。 可 : 敷地の大部分が埋蔵文化財包蔵地である。	・現状変更、保存に影響を及ぼす行為を行う場合は、許可が必要。		
㉔ 景観	㉑ 景観形成重点区域	1 地域住民にとって、豊かな生活環境の維持のため、配慮が必要であるため設定。	5点	優 : 該当しない。 良 : 該当しないが隣接している。 可 : 該当する。	・全県が景観計画区域であり、特に景観形成重点区域の開発には厳しい基準での協議が必要。		1 とっとりWebマップ、Google Earthの航空写真、地形図を活用して確認(必要により現地確認) 2 鳥取県景観形成条例、米子市景観条例	
配点等	4区分	評価項目数 6		計30点				
④ 防災性	㉑ 土砂災害	㉑ 土砂災害防止法指定地	1 災害に関連する指定地域は、防災対策の充実が求められることから設定。	5点	優 : 指定されていない。 良 : 土砂災害警戒区域に該当している。 可 : 土砂災害特別警戒区域に該当している。	・土砂災害が発生した場合に、住民等の生命、身体に(著しい)危害が生じるおそれのある土地の区域。特別警戒区域は開発行為には県知事の許可が必要。		1 土砂災害防止法 関係図書・図面等により確認
		㉑ 地すべり防止区域	2 法律による指定地内での開発については、許認可手続きが必要である。	5点	優 : 指定されていない。 可 : 指定されている。	・地すべり区域と地すべり区域に隣接する区域を含み、公共の利害に密接に関連する区域。開発行為には県知事の許可が必要。		1 地すべり等防止法 関係図書・図面等により確認
		㉑ 砂防指定地	3 山地災害危険地区は、法による指定ではないが、防災上配慮が必要である。	5点	優 : 指定されていない。 可 : 指定されている。	・河川の重要浸食等により土砂の生産・堆積が顕著な区域。開発行為には県知事の許可が必要。		1 砂防法 関係図書・図面等により確認
			4 指定地の場合、災害時において住民の避難場所としての適性に劣る。	5点	優 : 指定されていない。 可 : 指定されている。	・崩壊するおそれのある急傾斜地(30度以上)で、崩壊により相当数の居住者等に被害のおそれがあるもの。開発行為には県知事の許可が必要。		1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 関係図書・図面等により確認
		㉑ 急傾斜地崩壊危険区域	5 指定地であっても、対策等を講じることにより、開発行為の許可を得た場合は、施設整備が可能となる。	5点	優 : 指定されていない。 可 : 指定されている。	・雨や地震などの影響により、山の斜面が崩れ落ちる危険がある地区。土地利用に制限がかかるものではない。		1 とっとりWebマップ、Google Earthの航空写真、地形図の活用、関係図書・図面等により確認
		㉑ 山地災害危険地区		5点	優 : 指定されていない。 可 : 指定されている。			
	㉒ 水害	㉑ 洪水浸水想定区域	1 洪水や津波については、施設での浸水対応が不可欠となる。	5点	優 : 想定区域外 良 : 浸水深0.5m未満 可 : 浸水深0.5m以上	・洪水時の迅速な避難を確保するなどにより被害の軽減を図るため、浸水等が想定される区域と水深を明らかにしている。 ・浸水区域では電源室への配慮等が必要		1 水防法 関係図書・図面等により確認
		㉑ 津波災害警戒区域	2 指定地の場合、防災対策の充実が求められ、また、災害時の住民の避難場所としての適性に劣る。	5点	優 : 想定区域外 良 : 浸水深0.5m未満 可 : 浸水深0.5m以上	・施設は、防災拠点の機能を有し、また、社会インフラであることを踏まえ、浸水深は敷地のかさ上げが可能な高さを想定し設定した。		
	㉓ 地震災害	㉑ 地すべり地形	1 地震発生時の影響の大小に関係するものであることから設定。	5点	優 : 地すべり地形でない。 良 : 隣接地に地すべり地形がある。 可 : 地すべり地形である。	・過去の地すべりの地形的痕跡であり、施設配置等に配慮が必要		1 地震ハザードステーション(国立研究開発法人 防災科学技術研究所)により確認
			2 地すべり地形であっても、対策を講じることにより施設整備が可能となる。	5点	優 : 1未満 良 : 1以上~2未満 可 : 2以上	・1を超えると地震波が増幅される。 ・当該圏域の数値は0.57~2.21	P3 2-5	
㉑ 地盤係数		3 地盤が緩いと震源から離れた場所においても大きな揺れになる。	5点	優 : 断層は付近(200m以内)に存在しない。 可 : 断層が付近(200m以内)に存在する。	・断層の破砕帯幅は120mと想定。安全側を考慮し設定	P4 2-6	1 鳥取県地域防災計画により確認	
		4 断層のずれによる施設への直接の影響を考慮する。						
配点等	3区分	評価項目数 10		計50点				
一次評価計	14区分	評価項目数計 32		計160点				

◆別表3 二次評価における基本評価項目別評価基準

基本評価項目	評価区分	評価項目	設定理由	評価項目配点	評価基準	評価基準の考え方	別紙説明	調査方法
⑤ 事業実効性	㉔ 用地取得	㉔ 土地の取得性	1 用地取得を効率的に行うことが、事業の円滑な推進に欠かせないことから設定	5点	優 : 全て構成市町村の公有地である。 良 : 全てが公有地(市町村・国・県所有)である。 可 : 全部又は一部が私有地である。	・公有地の割合が大きいほど、用地取得は容易となる。	P5 3-1	1 土地登記簿により確認(必要に応じ、構成市町村へ問い合わせを行う。)
		㉔ 地権者数	1 地権者が多いことや、抵当権等の設定地、未登記地(未相続、未登記等)がある場合は、用地取得の困難性が高くなることから設定。	5点	優 : 10人未満 良 : 10~50人 可 : 50人以上	・地権者が多い場合、用地交渉に時間を要する		
		㉔ 抵当権等の設定、未登記地の状況	1 抵当権等の設定地及び未登記地はない。 良 : 抵当権等の設定地又は未登記地がある。 可 : 抵当権等の設定地及び未登記地がある。	5点	・抵当権等の設定、未登記地がある場合、円滑な用地取得に支障が生じる。			
	㉕ 物件移転	㉔ 支障物の有無	1 移設、付け替えをせざるを得ない送電鉄塔や水路等の支障物が存在する土地は、事業推進に影響があるため設定。	5点	優 : 支障物は存在しない。 良 : 支障物が存在するが移転・撤去は可能 可 : 支障物が存在し移転・撤去は困難	・支障物が存在する場合、移転・撤去ができることが重要である。移転・撤去ができない場合、効率的な施設配置等への影響が懸念される。	1 とっとりWebマップ、Google Earthの航空写真、地形図を活用して確認(必要により現地確認)	
㉖ 建設期間	㉔ 施設整備スケジュール	1 敷地造成等の土工数量が多いと工期が長くなることから設定。	5点	優 : 想定工期は計画期間内に収まる。 可 : 想定工期は計画期間内に収まらない。	・工事期間が長く供用開始が遅れると、圏域全体のごみ処理計画の変更が必要	1 造成土量等より検討		
配点等	3区分	評価項目数 5		計25点				
⑥ 経済性	㉗ 経済性	㉔ インフラ整備費・施設整備費・運搬費	1 インフラ整備費、施設整備費、運搬費(20年間)については、施設の立地場所によって大きく変動する。候補地選定にあたっては、費用の削減が可能な立地が適当であるため設定。  (算出する費用) 次の各費用の合計事業費を算出する。 ○インフラ整備費 【中間処理施設・最終処分場】 搬入道路新設(改良)費、水道敷設費、電気敷設費  ○施設整備費 【中間処理施設】 敷地造成費 【最終処分場】 処分場及び浸出水処理施設整備費  ○運搬費(20年間) 【中間処理施設】 市町村からの収集運搬費 【最終処分場】 中間処理施設からの埋立物運搬費  ※ 【中間処理施設】、【最終処分場】それぞれについて求める。	40点	【中間処理施設】  得点 = 配点40点 × $\frac{\text{最低事業費}}{\text{対象事業費}}$	○インフラ整備費 ・搬入道路新設(改良)費は、幹線道路からの新設(改良)距離に係る費用を算出する。 ・水道敷設費は、既存水道設備の状況を調査の上、敷設距離に係る費用を算出する。 ・電気敷設費は、電力線との接続に必要な敷設距離に係る費用を算出する。  ○施設整備費 ・中間処理施設の施設整備費は、立地に関わらず同一と想定されるため、ここでは敷地造成費を試算する。 ・最終処分場は、立地によって施設整備費に差が生じるため、ここでは処分場及び浸出水処理施設を試算する。  ○運搬費 ・中間処理施設の運搬費は、一般的な稼働期間である20年間の収集運搬費とする。 ・最終処分場の運搬費は、中間処理施設に合わせ、20年間の埋立物運搬費とする。	○インフラ整備費 1 地形図より計測、現地確認、行政担当者への聞き取りにより敷設費等を算定  ○施設整備費 1 地形図を基に造成図等を作成し、概算工事数量を計数、工事費を算定し、財源を検討 2 軟弱地盤の場合は地盤改良等も含める。 3 用地費等についても面積の求積により算定  ○運搬費 1 計算モデルを活用して収集運搬費を算定 2 運搬距離により費用を算定	
			40点	【最終処分場】  得点 = 配点40点 × $\frac{\text{最低事業費}}{\text{対象事業費}}$				
配点等	1区分	評価項目数 1		計40点				
二次評価計	4区分	評価項目数計 6		計65点				

※ 【 】 の評価項目は、中間処理施設と最終処分場においてそれぞれの内容とする。

## 候補地評価基準（案）の見直し（第2回用地選定委員会での指摘事項等に対する対応）

## 1 対応方針

- (1) 住民等に対し、適切に説明できない事項及び根拠を示すことができない事項は、評価に用いない。
- (2) 個々の評価項目の重要性は同一であることを原則とする。

## 2 修正事項等の概要

修正事項等		基本評価項目	候補地評価基当頁(案)該当頁
●見直した項目			
1	基本評価項目配点	—	—
2	評価項目配点	—	P3、P5、P8
3	評価項目「積雪寒冷特別地域」	①候補地の特性	P3、P9
4	評価区分「幹線道路」	②生活環境・周辺条件	P3、P9
5	基本評価項目「防災性」	④防災性	P3、P10
6	評価項目「土地の取得性」	⑤事業実効性	P5、P11
7	評価項目「抵当権等の設定状況」	⑤事業実効性	P5、P11
8	基本評価項目「経済性」	⑥経済性	P5、P11
●追加した項目			
9	評価項目「公共下水道の有無」	②生活環境・周辺条件	P3、P9
10	評価項目「特定希少野生動植物の有無」	③自然環境・文化財	P3、P10
11	評価項目「景観形成重点区域」	③自然環境・文化財	P3、P10
●移動した項目			
12	評価項目「障害物の有無」	⑤事業実効性	P5、P11

## 3 指摘事項等に対する対応

修正前	修正後	対応理由・考え方																																																		
<p>● <b>見直した項目</b></p> <p>1 基本評価項目配点</p> <p>①基本評価項目の名称の変更 ②評価項目配点合計の変更 ③基本評価項目配点（重みを付けた配点）の廃止</p> <table border="1" data-bbox="241 531 889 1034"> <thead> <tr> <th>基本評価項目</th> <th>評価項目配点合計</th> <th>基本評価項目配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①候補地概要</td> <td>40</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>②生活環境・周辺条件</td> <td>50</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>③自然環境・文化財</td> <td>20</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>④防災性</td> <td>50</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>一次評価配点</td> <td>160</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>⑤事業実効性</td> <td>20</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>⑥経済性</td> <td>30</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>二次評価配点</td> <td>50</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>総合評価点</td> <td>210</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>[指摘事項] 基本評価項目配点（重みを付けた配点）の設定は、その配点とした明確な根拠、理由付けが必要</p>	基本評価項目	評価項目配点合計	基本評価項目配点	①候補地概要	40	16	②生活環境・周辺条件	50	18	③自然環境・文化財	20	15	④防災性	50	16	一次評価配点	160	65	⑤事業実効性	20	15	⑥経済性	30	20	二次評価配点	50	35	総合評価点	210	100	<table border="1" data-bbox="987 531 1518 1034"> <thead> <tr> <th>基本評価項目</th> <th>評価項目配点合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①候補地の特性</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>②生活環境・周辺条件</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>③自然環境・文化財</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>④防災性</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>一次評価配点</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>⑤事業実効性</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>⑥経済性</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>二次評価配点</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>総合評価点</td> <td>225</td> </tr> </tbody> </table>	基本評価項目	評価項目配点合計	①候補地の特性	35	②生活環境・周辺条件	45	③自然環境・文化財	30	④防災性	50	一次評価配点	160	⑤事業実効性	25	⑥経済性	40	二次評価配点	65	総合評価点	225	<p>①基本評価項目の名称の変更理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>その候補地の特徴を評価する項目であるため、「候補地の特性」に改めた。</li> </ul> <p>②評価項目配点合計の変更理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>評価項目及び配点を見直した結果、評価項目配点合計に変更が生じたもの</li> </ul> <p>③基本評価項目配点（重みを付けた配点）の廃止理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本評価項目配点は、その配点の根拠付けが困難</li> <li>重みを付けた配点とする場合、それぞれの評価項目配点の意味合いが薄れる。</li> <li>他自治体事例において、重み付け配点を採用する事例は少ない。</li> </ul>
基本評価項目	評価項目配点合計	基本評価項目配点																																																		
①候補地概要	40	16																																																		
②生活環境・周辺条件	50	18																																																		
③自然環境・文化財	20	15																																																		
④防災性	50	16																																																		
一次評価配点	160	65																																																		
⑤事業実効性	20	15																																																		
⑥経済性	30	20																																																		
二次評価配点	50	35																																																		
総合評価点	210	100																																																		
基本評価項目	評価項目配点合計																																																			
①候補地の特性	35																																																			
②生活環境・周辺条件	45																																																			
③自然環境・文化財	30																																																			
④防災性	50																																																			
一次評価配点	160																																																			
⑤事業実効性	25																																																			
⑥経済性	40																																																			
二次評価配点	65																																																			
総合評価点	225																																																			

修正前	修正後	対応理由・考え方																																												
<p>2 評価項目配点</p> <p>[候補地評価基準(案)P3、P5、P8 参照]</p> <p>・評価項目の配点を一律5点に設定</p> <p>[指摘事項]</p> <p>①評価項目の配点が全て同じことに違和感がある。</p> <p>②基本評価項目「⑥経済性」の各評価項目は価格差が大きいにもかかわらず、同じ配点は適当でない。</p>	<p>①評価項目の配点は5点を原則とする。</p> <p>②ただし、<u>基本評価項目⑥経済性の評価項目の配点は40点とする。</u></p> <p>(他自治体の経済性割合)</p> <table border="1" data-bbox="949 563 1525 962"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>配点合計</th> <th>経済性配点</th> <th>経済性割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A市</td> <td>144</td> <td>36</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>B組合</td> <td>100</td> <td>15</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>C組合</td> <td>100</td> <td>9</td> <td>9%</td> </tr> <tr> <td>D市</td> <td>120</td> <td>20</td> <td>16.7%</td> </tr> <tr> <td>E市</td> <td>150</td> <td>30</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>F組合</td> <td>100</td> <td>9</td> <td>9%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>714</td> <td>119</td> <td>16.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>(経済性の配点の検討)</p> <table border="1" data-bbox="949 1086 1525 1289"> <thead> <tr> <th>経済性の配点ケース</th> <th>合計</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経済性30点の場合</td> <td>215</td> <td>14.0%</td> </tr> <tr> <td>経済性35点の場合</td> <td>220</td> <td>15.9%</td> </tr> <tr> <td>経済性40点の場合</td> <td>225</td> <td>17.8%</td> </tr> </tbody> </table>	項目	配点合計	経済性配点	経済性割合	A市	144	36	25%	B組合	100	15	15%	C組合	100	9	9%	D市	120	20	16.7%	E市	150	30	20%	F組合	100	9	9%	合計	714	119	16.7	経済性の配点ケース	合計	割合	経済性30点の場合	215	14.0%	経済性35点の場合	220	15.9%	経済性40点の場合	225	17.8%	<p>①評価項目配点を一律とする理由（基本評価項目「⑥経済性」を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価項目ごとに、合理的な配点を定めることは困難</li> <li>・各評価項目の重要性は、同一であることを原則とするため、配点も同一とする。</li> <li>・他自治体において、評価項目ごとに配点を定める事例は少ない。</li> </ul> <p>②経済性の配点の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済性の配点は、総合評価点に対する割合に基づくものとする。</li> <li>・総合評価点に対する経済性の配点割合は、他自治体の事例から、約17%となるように設定する。</li> </ul>
項目	配点合計	経済性配点	経済性割合																																											
A市	144	36	25%																																											
B組合	100	15	15%																																											
C組合	100	9	9%																																											
D市	120	20	16.7%																																											
E市	150	30	20%																																											
F組合	100	9	9%																																											
合計	714	119	16.7																																											
経済性の配点ケース	合計	割合																																												
経済性30点の場合	215	14.0%																																												
経済性35点の場合	220	15.9%																																												
経済性40点の場合	225	17.8%																																												

修正前	修正後	対応理由・考え方								
<p>3 評価項目「積雪寒冷特別地域」</p> <p>[候補地評価基準(案)P3、P9 参照]</p> <p>①評価基準及び配点</p> <table border="1" data-bbox="219 373 902 651"> <tr> <td rowspan="4">一次評価項目</td> <td>基本評価項目：①候補地概要</td> </tr> <tr> <td>評価区分：㉔気象条件</td> </tr> <tr> <td>評価項目：㉗積雪寒冷特別地域</td> </tr> <tr> <td>評価基準： 優：積雪寒冷特別地域の指定なし(5) 可：積雪寒冷地域の指定あり(1)</td> </tr> </table> <p>[指摘事項] 積雪寒冷特別地域指定の性質上、指定あり・なしだけの違いで、4点の配点差は大きい。</p>	一次評価項目	基本評価項目：①候補地概要	評価区分：㉔気象条件	評価項目：㉗積雪寒冷特別地域	評価基準： 優：積雪寒冷特別地域の指定なし(5) 可：積雪寒冷地域の指定あり(1)	<p>・変更なし</p>	<p>①評価基準及び配点の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>積雪量の多い地域は、収集運搬や施設管理に及ぼす影響が大きく、「指定なし・指定あり」の評価による配点差は適切と判断</li> </ul> <p>(積雪寒冷特別地域)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>積雪寒冷特別地域：米子市（旧淀江町に限る。）、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町</li> </ul>			
一次評価項目		基本評価項目：①候補地概要								
		評価区分：㉔気象条件								
		評価項目：㉗積雪寒冷特別地域								
	評価基準： 優：積雪寒冷特別地域の指定なし(5) 可：積雪寒冷地域の指定あり(1)									
<p>4 評価区分「幹線道路」</p> <p>[候補地評価基準(案)P3、P9 参照]</p> <p>①評価区分の名称の変更 ②評価項目の一部削除</p> <table border="1" data-bbox="219 1066 902 1305"> <tr> <td rowspan="3">一次評価項目</td> <td>基本評価項目：②生活環境・周辺条件</td> </tr> <tr> <td>評価区分：㉔幹線道路</td> </tr> <tr> <td>評価項目： ㉗系統数、㉘車線数、㉙歩道有無、 ㉚通学有無、㉛混雑度</td> </tr> </table> <p>[指摘事項] 系統数の基準、車線数の影響が分かりにくい。</p>	一次評価項目	基本評価項目：②生活環境・周辺条件	評価区分：㉔幹線道路	評価項目： ㉗系統数、㉘車線数、㉙歩道有無、 ㉚通学有無、㉛混雑度	<table border="1" data-bbox="931 1066 1617 1257"> <tr> <td rowspan="3">一次評価項目</td> <td>基本評価項目：②生活環境・周辺条件</td> </tr> <tr> <td>評価区分：㉔周辺道路の状況</td> </tr> <tr> <td>評価項目： ㉗歩道有無、㉘通学有無、㉙混雑度</td> </tr> </table>	一次評価項目	基本評価項目：②生活環境・周辺条件	評価区分：㉔周辺道路の状況	評価項目： ㉗歩道有無、㉘通学有無、㉙混雑度	<p>①評価区分の名称の変更理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての候補地の周辺に幹線道路があるわけではないため、表現を改める。</li> </ul> <p>②評価項目の一部削除の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>系統数を明確に定義することが困難（様々な捉え方がある）であること、車線数だけで既往交通への影響は評価できないため削除</li> </ul>
一次評価項目		基本評価項目：②生活環境・周辺条件								
		評価区分：㉔幹線道路								
	評価項目： ㉗系統数、㉘車線数、㉙歩道有無、 ㉚通学有無、㉛混雑度									
一次評価項目	基本評価項目：②生活環境・周辺条件									
	評価区分：㉔周辺道路の状況									
	評価項目： ㉗歩道有無、㉘通学有無、㉙混雑度									

修正前		修正後		対応理由・考え方				
5	<p>基本評価項目「防災性」</p> <p>[候補地評価基準(案)P3、P10 参照]</p> <p>①評価区分の変更</p> <table border="1"> <tr> <td>一次評価項目</td> <td>           基本評価項目：④防災性  <b>評価区分：②法規制等、⑤地盤状況</b> </td> </tr> </table> <p>[修正目的] 災害区分について、住民へ分かり易い表現とするため。</p>	一次評価項目	基本評価項目：④防災性 <b>評価区分：②法規制等、⑤地盤状況</b>	<table border="1"> <tr> <td>一次評価項目</td> <td>           基本評価項目：④防災性  <b>評価区分： ②土砂災害、⑥水害、③地震災害</b> </td> </tr> </table>	一次評価項目	基本評価項目：④防災性 <b>評価区分： ②土砂災害、⑥水害、③地震災害</b>	<p>①評価区分の変更理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>評価すべき災害の区分を明確に示した。</li> </ul>	
一次評価項目	基本評価項目：④防災性 <b>評価区分：②法規制等、⑤地盤状況</b>							
一次評価項目	基本評価項目：④防災性 <b>評価区分： ②土砂災害、⑥水害、③地震災害</b>							
6	<p>評価項目「土地の取得性」</p> <p>[候補地評価基準(案)P5、P11 参照]</p> <p>①評価基準の変更</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">二次評価項目</td> <td>基本評価項目：⑤事業実効性</td> </tr> <tr> <td>評価区分：④用地取得</td> </tr> <tr> <td>評価項目：⑦土地の取得性</td> </tr> <tr> <td> <b>評価基準：</b>            優：全て構成市町村の公有地である。(5)            良：全てが公有地（市町村・国・県所有）である。(3)            可：全部又は一部が私有地である。(1)         </td> </tr> </table> <p>[指摘事項] 候補地の全てが、構成市町村の公有地というのは現実的ではない。</p>	二次評価項目	基本評価項目：⑤事業実効性	評価区分：④用地取得	評価項目：⑦土地の取得性	<b>評価基準：</b> 優：全て構成市町村の公有地である。(5) 良：全てが公有地（市町村・国・県所有）である。(3) 可：全部又は一部が私有地である。(1)	<p>・変更なし</p>	<p>①評価基準の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>構成市町村の調査段階の事例において、全区域が公有地である事例があったことから、最も評価として有効な“全て構成市町村の公有地である”ことを「優」の評価に設定するもの。</li> </ul>
二次評価項目	基本評価項目：⑤事業実効性							
	評価区分：④用地取得							
	評価項目：⑦土地の取得性							
	<b>評価基準：</b> 優：全て構成市町村の公有地である。(5) 良：全てが公有地（市町村・国・県所有）である。(3) 可：全部又は一部が私有地である。(1)							

修正前		修正後		対応理由・考え方									
7	<p>評価項目「<b>抵当権等の設定状況</b></p> <p>[候補地評価基準(案)P5、P11 参照]</p> <p>①評価項目の変更 ②評価基準の変更</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">二次評価項目</td> <td>基本評価項目：⑤事業実効性</td> </tr> <tr> <td>評価区分：④用地取得</td> </tr> <tr> <td>評価項目：⑦<b>抵当権等の設定状況</b></td> </tr> <tr> <td>評価基準： 優：抵当権、地上権の設定はない。(5) 可：抵当権、地上権の設定がある。(1)</td> </tr> </table> <p>[指摘事項] 用地交渉・取得において最も困ることは未登記が多いことであり、評価対象としてはどうか。</p>	二次評価項目	基本評価項目：⑤事業実効性	評価区分：④用地取得	評価項目：⑦ <b>抵当権等の設定状況</b>	評価基準： 優：抵当権、地上権の設定はない。(5) 可：抵当権、地上権の設定がある。(1)	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">二次評価項目</td> <td>基本評価項目：⑤事業実効性</td> </tr> <tr> <td>評価区分：④用地取得</td> </tr> <tr> <td>評価項目： ⑦<b>抵当権等の設定、未登記地の状況</b></td> </tr> <tr> <td>評価基準： 優：抵当権等の設定地及び未登記地はない。(5) 良：抵当権等の設定地又は未登記地がある。(3) 可：抵当権等の設定地及び未登記地がある。(1)</td> </tr> </table>	二次評価項目	基本評価項目：⑤事業実効性	評価区分：④用地取得	評価項目： ⑦ <b>抵当権等の設定、未登記地の状況</b>	評価基準： 優：抵当権等の設定地及び未登記地はない。(5) 良：抵当権等の設定地又は未登記地がある。(3) 可：抵当権等の設定地及び未登記地がある。(1)	<p>①評価項目の変更理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未登記地は用地取得の困難性が高いことから、評価項目に追加</li> <li>登記情報について、1つの評価項目とすることが適当と判断されるため、既存の評価項目「<b>抵当権等の設定状況</b>」に「<b>未登記地の状況</b>」を加えた。</li> </ul> <p>②評価基準の変更理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>抵当権等、未登記地に係る業務の困難度はその状況により異なり、登記情報のみで判断できないため、その有無で評価するものとした。</li> </ul>
二次評価項目	基本評価項目：⑤事業実効性												
	評価区分：④用地取得												
	評価項目：⑦ <b>抵当権等の設定状況</b>												
	評価基準： 優：抵当権、地上権の設定はない。(5) 可：抵当権、地上権の設定がある。(1)												
二次評価項目	基本評価項目：⑤事業実効性												
	評価区分：④用地取得												
	評価項目： ⑦ <b>抵当権等の設定、未登記地の状況</b>												
	評価基準： 優：抵当権等の設定地及び未登記地はない。(5) 良：抵当権等の設定地又は未登記地がある。(3) 可：抵当権等の設定地及び未登記地がある。(1)												

修正前	修正後	対応理由・考え方													
<p>8 基本評価項目「経済性」</p> <p>[候補地評価基準(案)P5、P11 参照]</p> <p>①評価区分の変更 ②評価項目の変更 ③評価基準(点数化方法)の変更</p> <table border="1" data-bbox="219 478 900 1129"> <tr> <td data-bbox="219 478 369 1129" rowspan="4">二次評価項目</td> <td data-bbox="374 478 900 523">基本評価項目：⑥経済性</td> </tr> <tr> <td data-bbox="374 526 900 667">           評価区分：            ①運搬費、②インフラ整備費、            ③施設整備費         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="374 670 900 1018">           評価項目：            ①運搬費 [収集運搬費、埋立物運搬費]            ②インフラ整備費            [④搬入道路敷設費、⑤水道敷設費、            ⑥電気敷設費、⑦公共下水道敷設費]            ③施設整備費            [敷地造成費、処分場・浸出水処理施設整備費]         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="374 1021 900 1129">           評価基準(点数化方法)：            優(5点)、良(3点)、可(1点)         </td> </tr> </table> <p>[指摘事項] 各評価項目の価格に開きがあるのに、同じ評価配点となっている。配点の付け方を検討すべき。</p>	二次評価項目	基本評価項目：⑥経済性	評価区分： ①運搬費、②インフラ整備費、 ③施設整備費	評価項目： ①運搬費 [収集運搬費、埋立物運搬費] ②インフラ整備費 [④搬入道路敷設費、⑤水道敷設費、 ⑥電気敷設費、⑦公共下水道敷設費] ③施設整備費 [敷地造成費、処分場・浸出水処理施設整備費]	評価基準(点数化方法)： 優(5点)、良(3点)、可(1点)	<p>修正後</p> <table border="1" data-bbox="934 478 1619 766"> <tr> <td data-bbox="934 478 1084 766" rowspan="4">二次評価項目</td> <td data-bbox="1088 478 1619 523">基本評価項目：⑥経済性</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1088 526 1619 571">評価区分：①経済性</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1088 574 1619 667">           評価項目：            ①インフラ整備費・施設整備費・運搬費         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1088 670 1619 766">           評価基準(点数化方法)：            下表のとおり         </td> </tr> </table> <p>◆評価基準(点数化方法)</p> <table border="1" data-bbox="958 858 1608 1002"> <tr> <td data-bbox="958 858 1093 1002">           評価項目 の得点         </td> <td data-bbox="1097 858 1411 1002"> <math display="block">= \text{配点 40 点} \times</math> </td> <td data-bbox="1415 858 1608 1002"> <math display="block">\frac{\text{最低事業費}}{\text{対象事業費}}</math> </td> </tr> </table> <p>※ インフラ整備費・施設整備費・運搬費の合計価格で評価する。</p>	二次評価項目	基本評価項目：⑥経済性	評価区分：①経済性	評価項目： ①インフラ整備費・施設整備費・運搬費	評価基準(点数化方法)： 下表のとおり	評価項目 の得点	$= \text{配点 40 点} \times$	$\frac{\text{最低事業費}}{\text{対象事業費}}$	<p>対応理由・考え方</p> <p>①評価区分の変更理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>価格差を適正に評価に反映させるため、価格合計により評価することとしたことから、評価区分をまとめた。</li> </ul> <p>②評価項目の変更理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>価格差を適正に評価に反映させるため、価格合計により評価することとしたことから、評価項目をまとめた。</li> </ul> <p>③評価基準(点数化方法)の変更理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>価格差を適正に評価に反映させるため、相対的な評価を行うもの。</li> </ul> <p>(配点の設定根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経済性の配点は、他自治体の事例を参考に、総合評価配点の約17%となるように設定した。(総合評価配点225点、経済性配点40点)</li> </ul>
二次評価項目		基本評価項目：⑥経済性													
		評価区分： ①運搬費、②インフラ整備費、 ③施設整備費													
		評価項目： ①運搬費 [収集運搬費、埋立物運搬費] ②インフラ整備費 [④搬入道路敷設費、⑤水道敷設費、 ⑥電気敷設費、⑦公共下水道敷設費] ③施設整備費 [敷地造成費、処分場・浸出水処理施設整備費]													
	評価基準(点数化方法)： 優(5点)、良(3点)、可(1点)														
二次評価項目	基本評価項目：⑥経済性														
	評価区分：①経済性														
	評価項目： ①インフラ整備費・施設整備費・運搬費														
	評価基準(点数化方法)： 下表のとおり														
評価項目 の得点	$= \text{配点 40 点} \times$	$\frac{\text{最低事業費}}{\text{対象事業費}}$													

修正前		修正後		対応理由・考え方						
●	<p><b>追加した項目</b></p> <p>9 評価項目「公共下水道の有無」</p> <p>[候補地評価基準(案)P3、P9 参照]</p> <p>①評価項目の追加 ②評価基準の設定</p> <p>[追加理由] 基本評価項目⑥経済性において、「公共下水道敷設費」を評価項目としていたが、公共下水道施設のない市町村があるため、評価方法を見直した。</p>		<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">一次評価項目</td> <td>基本評価項目：②生活環境・周辺条件</td> </tr> <tr> <td>評価区分：㉔放流先の条件</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>評価項目：㉗公共下水道の有無</td> </tr> <tr> <td>           評価基準：            優：接続可能な施設がある。(5)            可：接続可能な施設はない。(1)         </td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	一次評価項目	基本評価項目：②生活環境・周辺条件	評価区分：㉔放流先の条件	<table border="1"> <tr> <td>評価項目：㉗公共下水道の有無</td> </tr> <tr> <td>           評価基準：            優：接続可能な施設がある。(5)            可：接続可能な施設はない。(1)         </td> </tr> </table>	評価項目：㉗公共下水道の有無	評価基準： 優：接続可能な施設がある。(5) 可：接続可能な施設はない。(1)	<p>①評価項目の追加理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共下水道は、生活排水や処理水を衛生的、効率的、経済的に処理するために有効な施設であるため。</li> </ul> <p>②評価基準の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>接続可能なエリアに、想定排水量の処理が可能な公共下水道施設の有無を評価する。</li> </ul>
一次評価項目	基本評価項目：②生活環境・周辺条件									
	評価区分：㉔放流先の条件									
	<table border="1"> <tr> <td>評価項目：㉗公共下水道の有無</td> </tr> <tr> <td>           評価基準：            優：接続可能な施設がある。(5)            可：接続可能な施設はない。(1)         </td> </tr> </table>	評価項目：㉗公共下水道の有無	評価基準： 優：接続可能な施設がある。(5) 可：接続可能な施設はない。(1)							
評価項目：㉗公共下水道の有無										
評価基準： 優：接続可能な施設がある。(5) 可：接続可能な施設はない。(1)										
10	<p>評価項目「特定希少野生動植物の有無」</p> <p>[候補地評価基準(案)P3、P10 参照]</p> <p>①評価項目の追加 ②評価基準の設定</p> <p>[追加理由] 希少動植物の保護に関する評価項目がなかったため。</p>		<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">一次評価項目</td> <td>基本評価項目：③自然環境・文化財</td> </tr> <tr> <td>評価区分：㉖貴重種の生息環境</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>評価項目： ①特定希少野生動植物の有無</td> </tr> <tr> <td>           評価基準：            優：生息・生育していない。(5)            良：生息・生育する可能性がある。(3)            可：生息・生育している。(1)         </td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	一次評価項目	基本評価項目：③自然環境・文化財	評価区分：㉖貴重種の生息環境	<table border="1"> <tr> <td>評価項目： ①特定希少野生動植物の有無</td> </tr> <tr> <td>           評価基準：            優：生息・生育していない。(5)            良：生息・生育する可能性がある。(3)            可：生息・生育している。(1)         </td> </tr> </table>	評価項目： ①特定希少野生動植物の有無	評価基準： 優：生息・生育していない。(5) 良：生息・生育する可能性がある。(3) 可：生息・生育している。(1)	<p>①評価項目の追加理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開発にあたり、希少動植物の保護、生息、生育環境の保全に配慮が必要であるため。</li> </ul> <p>②評価基準の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県条例に定める貴重種が、生息、生育していないことが有効である。</li> </ul>
一次評価項目	基本評価項目：③自然環境・文化財									
	評価区分：㉖貴重種の生息環境									
	<table border="1"> <tr> <td>評価項目： ①特定希少野生動植物の有無</td> </tr> <tr> <td>           評価基準：            優：生息・生育していない。(5)            良：生息・生育する可能性がある。(3)            可：生息・生育している。(1)         </td> </tr> </table>	評価項目： ①特定希少野生動植物の有無	評価基準： 優：生息・生育していない。(5) 良：生息・生育する可能性がある。(3) 可：生息・生育している。(1)							
評価項目： ①特定希少野生動植物の有無										
評価基準： 優：生息・生育していない。(5) 良：生息・生育する可能性がある。(3) 可：生息・生育している。(1)										

修正前		修正後		対応理由・考え方											
11	<p>評価項目「景観形成重点区域」</p> <p>[候補地評価基準(案)P3、P10 参照]</p> <p>①評価項目の追加 ②評価基準の設定</p> <p>[指摘事項] 米子市には景観条例があるが、景観に関する事項が評価項目にない。</p>	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">一次評価項目</td> <td>基本評価項目：③自然環境・文化財</td> </tr> <tr> <td>評価区分：①景観</td> </tr> <tr> <td>評価項目：㉞景観形成重点区域</td> </tr> <tr> <td colspan="2">評価基準：</td> </tr> <tr> <td colspan="2">優：該当しない。(5)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">良：該当しないが隣接している。(3)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">可：該当する。(1)</td> </tr> </table>	一次評価項目	基本評価項目：③自然環境・文化財	評価区分：①景観	評価項目：㉞景観形成重点区域	評価基準：		優：該当しない。(5)		良：該当しないが隣接している。(3)		可：該当する。(1)		<p>①評価項目の追加理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>豊かな生活環境の維持、確保には欠かせない事項であり、配慮する必要がある。</li> </ul> <p>②評価基準の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>景観形成重点区域では、建設による規制、届出等の条件が付されることになるため、該当しないことが有効。また、該当しない場合でも、隣接地では配慮が必要</li> </ul>
一次評価項目	基本評価項目：③自然環境・文化財														
	評価区分：①景観														
	評価項目：㉞景観形成重点区域														
評価基準：															
優：該当しない。(5)															
良：該当しないが隣接している。(3)															
可：該当する。(1)															
●	<p>移動した項目</p>														
12	<p>評価項目「支障物の有無」</p> <p>[候補地評価基準(案)P5、P11 参照]</p> <p>①評価項目の移動</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">一次評価項目</td> <td>基本評価項目：①候補地概要</td> </tr> <tr> <td>評価区分：㉞土地条件</td> </tr> <tr> <td>評価項目：㉞支障物の有無</td> </tr> </table> <p>[修正目的] 適切な基本評価項目へ移動するもの。</p>	一次評価項目	基本評価項目：①候補地概要	評価区分：㉞土地条件	評価項目：㉞支障物の有無	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">二次評価項目</td> <td>基本評価項目：⑤事業実効性</td> </tr> <tr> <td>評価区分：⑥物件移転</td> </tr> <tr> <td>評価項目：㉞支障物の有無</td> </tr> </table>	二次評価項目	基本評価項目：⑤事業実効性	評価区分：⑥物件移転	評価項目：㉞支障物の有無	<p>①評価項目の移動理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支障物（送電鉄塔、水路等）が存在する場合、その移転・撤去の可否が、事業の円滑な推進や効率的な施設配置等へ影響するため、事業実効性での評価が適当</li> </ul>				
一次評価項目	基本評価項目：①候補地概要														
	評価区分：㉞土地条件														
	評価項目：㉞支障物の有無														
二次評価項目	基本評価項目：⑤事業実効性														
	評価区分：⑥物件移転														
	評価項目：㉞支障物の有無														

候補地評価基準(案)の変更箇所(評価区分・評価項目)

(旧)					
基本評価項目	評価区分	評価項目	評価項目 配点		
① 候補地概要	a 土地条件	㉞ 土地の高低差(m)	5		
		㉟ 敷地の形状	5		
		㊱ 支障物の有無	5		
		4区分		評価項目数 8	40
	b 地質条件	㉞ 地盤	5		
		c 気象条件	㉞ 積雪寒冷特別地域	5	
			d 土地利用規制	㉞ 都市地域	5
				㉟ 農業地域	5
		㊱ 森林地域		5	
		4区分		評価項目数 8	40
		② 生活環境・周辺条件	a 幹線道路	㉞ 系統数	5
				㉟ 車線数	5
				㊱ 歩道有無	5
				㊲ 通学有無	5
	㊳ 混雑度			5	
	b 周辺土地利用		㉞ 住宅群(集落)までの距離(m)	5	
			㉟ 病院までの距離(m)	5	
			㊱ 学校までの距離(m)	5	
	c 放流先の条件		㉞ 漁業権の有無	5	
㉟ 利水の有無			5		
3区分			評価項目数 10	50	
③ 自然環境・文化財	a 貴重種の生息環境		㉞ 鳥獣保護区(指定状況)	5	
			3区分		評価項目数 4
	b 自然環境規制	㉞ 自然保全地域	5		
		c 史跡・文化財	㉞ 史跡・名勝・天然記念物の有無	5	
	㉟ 埋蔵文化財の有無		5		
	3区分		評価項目数 4	20	
④ 防災性	a 法規制等	㉞ 土砂災害防止法の区域	5		
		㉟ 地すべり防止区域	5		
		㊱ 砂防指定地	5		
		㊲ 急傾斜地崩壊危険区域	5		
		㊳ 山地災害危険地区	5		
		㊴ 洪水浸水想定区域	5		
		㊵ 津波災害警戒区域	5		
	b 地盤状況	㉞ 地すべり地形	5		
		㉟ 地盤係数	5		
	㊱ 既知断層からの距離(m)	5			
	2区分		評価項目数 10	50	
一次評価点		12区分	合計評価項目数 32	160	
⑤ 事業実効性	a 用地取得	㉞ 土地の取得性	5		
		㉟ 地権者数	5		
		㊱ 抵当権等の設定状況	5		
	b 建設期間	㉞ 施設整備スケジュール	5		
		2区分		評価項目数 4	20
	⑥ 経済性	a 運搬費	㉞ 【中間処理施設】 収集運搬費(億円/年) 【最終処分場】 埋立物運搬費(億円/年)	5	
			b インフラ整備費	㉞ 搬入道路(新設・改良費)(億円)	5
		㉟ 水道(敷設費)(億円)		5	
		㊱ 電気(敷設費)(億円)		5	
		㊲ 公共下水道(敷設費)(億円)		5	
c 施設整備費		㉞ 【中間処理施設】 敷地造成費(億円) 【最終処分場】 処分場・浸出水処理施設整備費(億円)	5		
	3区分		評価項目数 6	30	
二次評価点		5区分	合計評価項目数 10	50	
総合評価点		17区分	総合評価項目数 42	210	

(新)					
基本評価項目	評価区分	評価項目	評価項目 配点		
① 候補地の特性	a 土地条件	㉞ 土地の高低差(m)	5		
		㉟ 敷地の形状	5		
		4区分		評価項目数 7	35
		b 地質条件	㉞ 地盤	5	
	c 気象条件		㉞ 積雪寒冷特別地域	5	
			d 土地利用規制	㉞ 都市地域	5
	㉟ 農業地域	5			
	㊱ 森林地域	5			
	4区分		評価項目数 7	35	
	② 生活環境・周辺条件	a 周辺道路の状況	(削除)		
			(削除)		
			㉞ 歩道有無	5	
			㉟ 通学有無	5	
			㊱ 混雑度	5	
		b 周辺土地利用	㉞ 住宅群(集落)までの距離(m)	5	
			㉟ 病院までの距離(m)	5	
			㊱ 学校までの距離(m)	5	
		c 放流先の条件	㉞ 漁業権の有無	5	
			㉟ 利水の有無	5	
㊱ 公共下水道の有無		5			
3区分		評価項目数 9	45		
③ 自然環境・文化財		a 貴重種の生息環境	㉞ 鳥獣保護区(指定状況)	5	
	㉟ 特定希少野生動物の有無		5		
	b 自然環境規制	㉞ 自然保全地域	5		
		c 史跡・文化財	㉞ 史跡・名勝・天然記念物の有無	5	
	㉟ 埋蔵文化財の有無		5		
	㊱ 景観	㉞ 景観形成重点区域	5		
4区分		評価項目数 6	30		
④ 防災性	a 土砂災害	㉞ 土砂災害防止法の区域	5		
		㉟ 地すべり防止区域	5		
		㊱ 砂防指定地	5		
		㊲ 急傾斜地崩壊危険区域	5		
		㊳ 山地災害危険地区	5		
		㊴ 洪水浸水想定区域	5		
		㊵ 津波災害警戒区域	5		
	b 水害	㉞ 洪水浸水想定区域	5		
		㉟ 津波災害警戒区域	5		
	c 地震災害	㉞ 地すべり地形	5		
		㉟ 地盤係数	5		
㊱ 既知断層からの距離(m)	5				
3区分		評価項目数 10	50		
一次評価点		14区分	合計評価項目数 32	160	
⑤ 事業実効性	a 用地取得	㉞ 土地の取得性	5		
		㉟ 地権者数	5		
		㊱ 抵当権等の設定、未登記地の状況	5		
	b 物件移転	㉞ 支障物の有無	5		
		c 建設期間	㉞ 施設整備スケジュール	5	
3区分			評価項目数 5	25	
⑥ 経済性	a 経済性	㉞ インフラ整備費、施設整備費、運搬費の合計	40		
		1区分		評価項目数 1	40
二次評価点		4区分	合計評価項目数 6	65	
総合評価点		18区分	総合評価項目数 38	225	

※【 】の評価項目は、中間処理施設と最終処分場においてそれぞれの内容とする。

## 評価基準における数値範囲の設定

### 1 考え方

評価項目のうち、調査結果が数量で示されるものについては、最大値あるいは最小値などの範囲を設定しておくことで有効な評価ができると考えられる。

たとえば、候補地間の差が小さく、有意なものでない場合には正しく評価できなくなることが懸念される。そこで、評価（優・良・可）における数値の範囲を設定するものとした。

### 2 評価範囲値の設定（一次評価）

#### 2-1 ②-(a)-㉞ 生活環境・周辺条件 周辺道路の状況 混雑度（-）

範囲	優 1未満	良 1以上～1.5未満	可 1.5以上
----	-------	-------------	---------

幹線道路の交通量情報は、交通センサスにより12時間交通量、混雑率等が示されている。交通量の大小は、道路交通容量（道路条件において1車線あたり通過させることができる1時間あたりの交通量）に関連して評価すべきであることから、評価項目を混雑度とした。

混雑度が1を超える場合は、道路交通容量を超える交通量であり、渋滞等が起こっていることを示す。

なお、評価にあたっては、候補地付近の幹線道路の系統を十分考慮して、平均的な混雑度を算出するものとする。

#### ◆圏域国道の混雑度

道路	地点	12時間交通量	1車線あたり 12時間交通量	混雑度 (全地点の平均値)
		台/12時間	台/12時間・車線	-
一般国道9号	西部圏域全地点	10,388	4,238	0.81
一般国道180号	西部圏域全地点	4,108	2,054	0.54
一般国道181号	西部圏域全地点	11,205	4,355	0.90
一般国道431号	西部圏域全地点	22,940	5,652	1.05

（資料：平成27年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 箇所別基本表 国土交通省より算定）

◆米子市役所前の9号線の情報



(資料：平成27年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果 (可視化ツール) 国土交通省)

2-2 ②-⑬-ア 生活環境・周辺条件 住宅群（集落）までの距離（m）

2-3 ②-⑬-イ 生活環境・周辺条件 病院までの距離（m）

2-4 ②-⑬-ウ 生活環境・周辺条件 学校までの距離（m）

範囲	優 500m以上	良 300m以上～500m未満	可 300m未満
----	----------	-----------------	----------

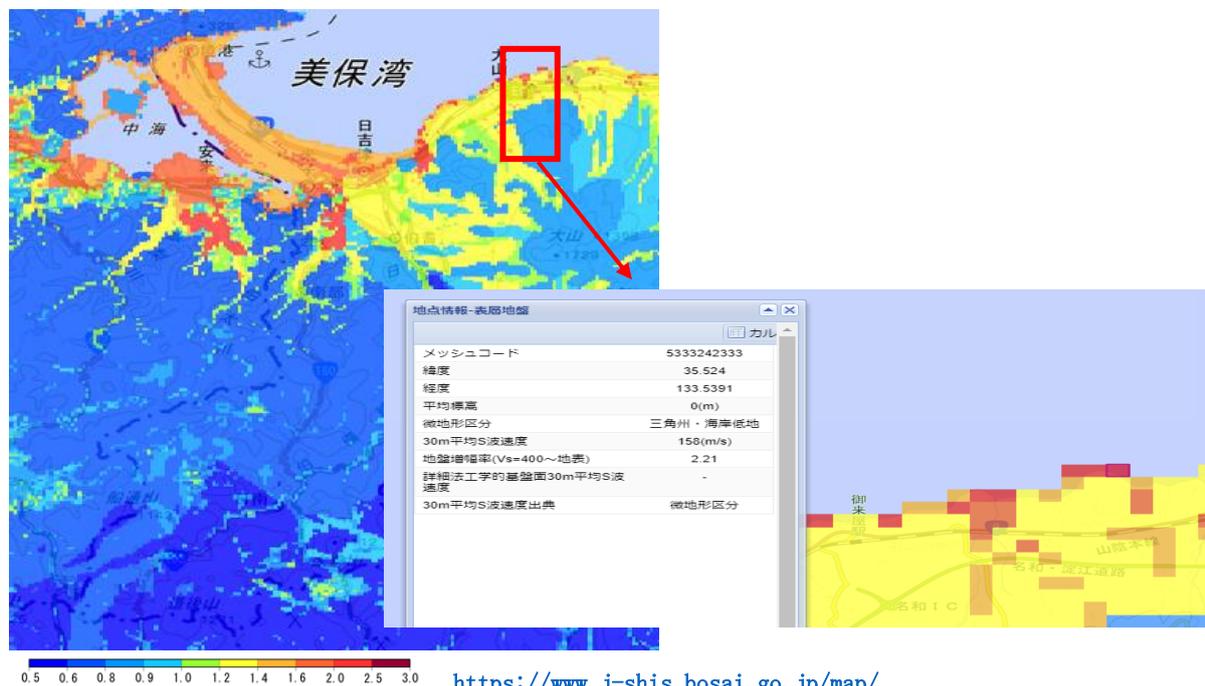
住宅群（集落）、病院、学校までの至近距離は、候補地抽出において300m以内を除外している。近年は、市街地近傍での施設整備事例も増えているが、住民の生活エリアに近接するよりは、一定程度の距離があることが適切である。なお、指標としては、都市計画法に基づく計画標準（案）に定める「ごみ焼却場の整備は、市街地及び将来市街化の予想される区域から500m以上離れた場所を選ぶこと」を参考に設定した。

2-5 ④-⑭-① 防災性 地震災害 地盤係数（-）

範囲	優 1未満	良 1以上～2未満	可 2以上
----	-------	-----------	-------

地盤係数は、地震時に到達した震度の増幅率を示すものである。震源から同じ距離にある場合においても地盤係数（地盤増幅率）が高いとより大きな揺れとなり災害となることが懸念される。西部圏域では、北部の弓ヶ浜半島エリアは軟弱な地盤であり、地盤係数（地盤増幅率）が高くなっている。赤系のエリアが2を超えるエリアで大山町の海岸エリアにおいて2.21と最大を示す。

◆当該圏域の地盤係数（地盤増幅率）



<https://www.j-shis.bosai.go.jp/map/>

## 2-6 ④-㉔-㊲ 防災性 地震災害 既知断層からの距離 (m)

範囲	優 付近 (200m以内) に存在しない。	可 付近 (200m以内) に存在する。
----	-----------------------	----------------------

既知断層に関しては、抽出条件として「既知の鳥取県西部地震断層及び鎌倉山南方活断層の直上でないこと。」とした。

ここで、断層の直上においては、「地盤のずれ」により施設が損傷するなど、重大な災害を生じるおそれがあることから、候補地として不適であるとし、ダムサイトの位置選定においても配慮されている。また、断層付近では、断層運動に伴い、せん断面（断層がずれる面）に従って破砕帯が形成される。破砕帯は、細粒・未固結の物質から構成される幅を持った範囲であり、施設の立地については、活断層直上と同様に不適であると考えられる。

破砕帯の幅は、OGATA (1976) により 1700 ヶ所の断層資料より断層の長さとの関係が明らかにされている。さらに、金折 (2001) は、断層の長さとの関係式を以下のように示している。

$$T = 0.83 \times 10^{-3} \times L^{1.15}$$

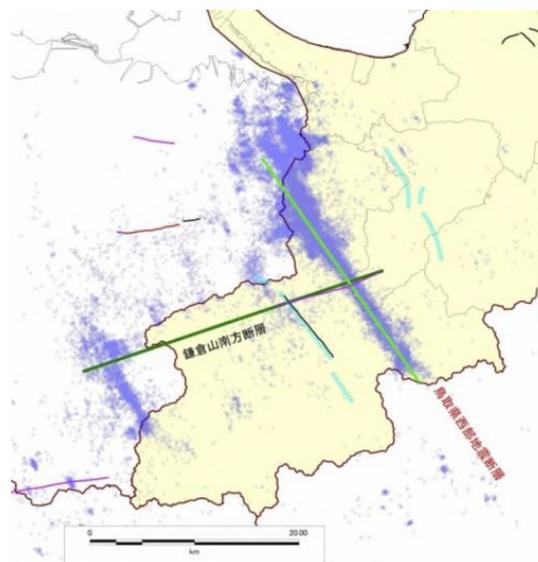
ここで、

T : 破砕帯片側幅 (m)

L : 断層の長さ (m)

これより、破砕帯の幅 (片側) は、鳥取県西部地震断層で 104m、鎌倉山南方活断層で 117m となる。

なお、両断層からの離隔距離は、西部圏域において概ね 30 km である。



(資料：鳥取県地震・津波被害想定調査報告書 H30.12 鳥取県)

### ◆想定断層における破砕帯幅

	断層長さ	破砕帯片側幅 (m)
鳥取県西部地震断層	27 km	104m
鎌倉山南方活断層	30 km	117m

### 3 評価範囲値の設定（二次評価）

#### 3-1 ⑤-①-① 事業実効性 用地取得 地権者数（人）

範 囲	優 10人未満	良 10人以上～50人未満	可 50人以上
-----	---------	---------------	---------

用地買収において地権者50人レベルの場合、用地交渉に時間を要するため、事業実効性において、候補地としての有効性が劣ることになる。

なお、この評価項目とは別に、所有者不明地（相続者所在不明地）については、相続者の確認手続きなどが煩雑になることが想定されるため、登記簿や市町村への確認により、件数に応じた評価を行うものとする。

## 資料 3

令和3年12月13日

第3回用地選定委員会

### 今後の用地選定委員会の開催予定について

会議	開催日時（予定）	開催場所	会議の内容
第4回	令和4年3月18日(金) 午後1時30分～	米子市淀江支所 2階大会議室	個別調査結果による候補地絞り込み (一次選定)
第5回	令和4年6月17日(金) 午後1時30分～	米子市淀江支所 2階大会議室	詳細調査結果による候補地順位付け
第6回	令和4年8月26日(金) 午後1時30分～	米子市淀江支所 2階大会議室	最終候補地調査による最終候補地評価

※ 開催日時は予定であり、日程調整の結果によって前後する場合があります。

## 評価基準における二択評価項目の見直しについて（検討状況）

## 1 評価項目における二択・三択評価項目数、構成割合

項目	評価項目数 (検討前)	割合	評価項目数 (検討状況)	割合
二択評価	17 項目	45.9%	7 項目	18.9%
三択評価	20 項目	54.1%	30 項目 (うち検討中 3 項目)	81.1%
計	37 項目	100.0%	37 項目	100.0%

※ 相対評価を行う「経済性」の項目を除く。

## 2 検討状況（「×」は三択評価困難、「○」は三択評価可能）

番号	基本評価項目	評価区分	評価項目	頁	検討状況
1	①候補地の特性	㉟気象条件	㉟積雪寒冷特別地域	P9	×
2		㉠土地利用規制	㉟都市地域	P9	検討中
3			㉟森林地域	P9	検討中
4	②生活環境・周辺条件	㉠周辺道路の状況	㉟歩道有無	P9	×
5			㉠通学有無	P9	×
6	②生活環境・周辺条件	㉠放流先の条件	㉟漁業権の有無	P9	×
7			㉠利水の有無	P9	検討中
8			㉟公共下水道の有無	P9	×
9	③自然環境・文化財	㉠貴重種の生息環境	㉟鳥獣保護区	P10	○
10		㉠自然環境規制	㉟自然保全地域	P10	○
11		㉠史跡・文化財	㉟史跡・名勝・天然記念物の有無	P10	○
12	④防災性	㉠土砂災害	㉠地すべり防止区域	P10	○
13			㉟砂防指定地	P10	○
14			㉠急傾斜地崩壊危険区域	P10	○
15			㉟山地災害危険地区	P10	○
16		㉠地震災害	㉟既知断層からの距離	P10	×
17	⑤事業実効性	㉠建設期間	㉟施設整備スケジュール	P11	×

※ 「頁」は、候補地評価基準（案）の該当頁を示す。

### 3 三択評価への見直しの検討

#### (1) 三択評価が困難と考えられる項目（7項目）

番号	評価項目	三択評価が困難な理由（二択としている根拠）
1	積雪寒冷特別地域	<p>収集運搬や処理の安定性、効率性等の面においては、積雪の影響を十分考慮する必要がある。積雪地域の指定の根拠付けとしては、法律（積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法）の規定を用いることが適当であり、他に評価に用いる適当な基準がない。</p> <p>※ 「豪雪地帯対策特別措置法」を用いる場合、鳥取県西部圏域は、全域が豪雪地帯に指定されているため不採用</p>
4	歩道有無	<p>徒歩・電動車いす等での来場者や施設付近の歩行者の安全性・利便性を確保するためには、歩道の整備が重要である。よって、これら来場者等の道路交通における安全性・利便性の評価基準としては、「歩道の有無」以外に適当な評価基準はない。（歩道に類するものを含む。）</p>
5	通学有無	<p>施設の稼働においては、通学者の事故を防ぐため、搬入・搬出ルートや搬入時間等の配慮が必要であり、付近道路が通学利用されていないことを評価すべきであることから、「通学路の有無」以外に適当な評価基準はない。</p>
6	漁業権の有無	<p>施設整備においては、雨水、処理水等の放流先（河川、海面）への配慮は重要である。その1つとして、河川や海面における漁業への影響を評価する必要がある。漁業面においては、「漁業権の有無」以外に適当な評価基準はない。</p>
8	公共下水道の有無	<p>生活排水及び処理水の衛生的、効率的な処理を行うためには、下水処理が最も有効な手段であると想定している。よって、下水道放流の可能性を評価するためには、「接続可能な下水道施設の有無」以外に適当な評価基準はない。</p>
16	既知断層からの距離	<p>断層のずれによる施設への直接的な影響を回避するため、既知断層からの適切な距離として、文献に基づき、断層の片側 200m 以上離れることが必要と考えており、その範囲内に候補地が「存在する・しない」こと以外に適当な評価基準はない。</p>
17	施設整備スケジュール	<p>候補地の状況によっては、敷地造成工事や処分場の土木工事に影響を与え、全体工期が遅延する場合も想定される。施設整備は、想定期間内に完了することが求められることから、想定期間内に「収まる・収まらない」以外に適当な評価基準はない。</p>

(2) 三択評価が可能と考えられる項目（7項目）

番号	評価項目	現在二択評価としている理由	三択評価が可能な理由		
9	鳥獣保護区	当該候補地が、区域指定されている場合、開発行為は県知事の許可等が必要となる。よって、区域指定されていないことが有効であるとして、「指定されていない・されている」の二択で評価するもの	当該候補地の隣接地が、区域指定されている場合、少なからず指定地又は候補地への影響が懸念される。よって、区域指定の有無に加え、 <u>指定地に隣接するか否かについても評価とすることとする</u> 。これにより、区域指定されていない場合であっても、隣接地が指定地である場合は、その影響を考慮して「優」ではなく「良」の評価となるもの		
10	自然保全地域				
11	史跡・名勝・天然記念物の有無				
12	地すべり防止区域				
13	砂防指定地				
14	急傾斜地崩壊危険区域			優：指定されていない。 可：指定されている。	優：指定されていない。 <u>良：隣接に指定地がある。</u> 可：指定されている。
15	山地災害危険地区				

(3) 三択評価に向け検討中の項目（3項目）

番号	評価項目	現在二択評価としている理由	検討状況
2	都市地域	最も施設整備が有効な工業系用途の区域を「優」とし、それ以外で整備可能な区域を「可」として定めた。	検討中
3	森林地域	民有林の開発は県知事の許可が必要であることから、指定の「有・無」により評価するもの	検討中
7	利水の有無	施設下流域において、農業等への利用の「有・無」を評価するもの（利用の程度は考慮していない。）	検討中

## 会議の公開又は非公開について

◆一般廃棄物処理施設用地選定委員会の会議の運営について（令和3年8月25日決定）  
抜粋

## (1) 公開の基準

次の各号のいずれかに該当する事項の審議、審査、調査等（以下「審議等」という。）を行うときは非公開とし、それ以外の事項の審議等を行うときは公開するものとする。

- ① 組合情報公開条例第7条各号に掲げる非公開情報に該当すると認められる事項について、審議等を行うとき。
- ② 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じると認められるとき。

## ◆鳥取県西部広域行政管理組合情報公開条例（第7条抜粋）

平成13年3月15日

## （実施機関の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

## (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合にお

いて、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある情報を除く。）

エ 個人の権利利益を不当に害するおそれがなく、公にすることが公益上必要であると認められる情報

オ 当該個人が公にすることに同意している情報

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるものを除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 公にすることにより、犯罪の予防、捜査、警備その他の公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

(4) 法令等の規定により、公にすることができないと明示されている情報

(5) 組合の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、

公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に住民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすもの

(6) 組合と国、独立行政法人等又は他の地方公共団体との間における照会、検討、協議、指示等に関する情報であって、公にすることにより、その協力関係に著しい支障を及ぼすもの

(7) 組合が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められる次に掲げるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にすると認められるもの

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、組合の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害すると認められるもの

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害すると認められるもの

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすと認められるもの

オ 組合が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害すると認められるもの

カ その他当該事務又は事業の性質上、その適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの

◆非公開情報の解説（鳥取県西部広域行政管理組合情報公開条例第7条第5号）

号	非公開情報	具体例等
第5号	<p>審議、検討又は協議に関する情報</p> <p>・組合の機関の審議等の情報であつて、意思形成過程情報（検討途中の段階の情報）を公にすることが、公益性を考慮しても、意思決定において著しい支障を及ぼすと認められる情報を非公開とする。</p> <p>①率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるもの</p> <p>公にされることで、外部からの圧力や干渉を受けることにより、率直かつ活発な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、その弊害が生じる高度な蓋然性が認められる情報をいう。</p> <p>②不当に住民の間に混乱を生じさせるもの</p> <p>審議中の事案で正確性等が担保されていない未成熟な情報により、住民に無用の誤解を与え、混乱を招く蓋然性が高い情報をいう。</p> <p>③特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすもの</p> <p>尚早な時期に公にされることにより、投機を助長し、特定の者に利益を与え、若しくは不利益を及ぼす蓋然性が高いと認められる情報をいう。</p>	候補地の土地情報、当該土地の調査・評価の情報等